

未解決の個人の戦争被害と司法の救済 —戦後補償裁判とその法律争点—

何 鳴

Trial for Personal Legal Compensation after World War II : the Issues and Significance

HE Ming

Abstract

Now several trials for personal legal compensation that should have been completed right after World War II, are practicing in a few Japanese local courts. Some legal issues had been raised to courts are important, because they examine law and show us what the function of law is in society, and what the true needs are for law.

“Prescribe”, “no personal right in international law”, “the legal compensation is solved by conventions”, these issues are claimed by defendants at the trials. They have hindered the proceedings of the trials. But recently, the courts decreed non-availability of these issues in their judgments, so the courts and their judgments show us the judicial role and possibility in the solution for the personal legal compensation after World War II.

はじめに

第二次世界大戦終結から五十年後に日本の地方裁判所および高等裁判所において行われている戦争被害の損害賠償請求事件が、司法界、学界、マスメディアおよび日本と関係国、さらに国際社会および国際連合（以下、国連）の注目的となっている。その訴訟が却下、敗訴、勝訴と和解の結果になるたびに、当事者、関係者と関係国の一喜一憂とともに、日本内外の社会の話題にもなっている。このことの意味上の意義から言えば、戦争被害の損害賠償請求事件の裁判、すなわち戦後補償裁判は「社会における法」の有機的な連動で社会の法需要、この需要度による法批判および法創造の一つの典型になっている、と言える。この視点を以て日本の戦後補償裁判を見れば、裁判の法律争点—戦後補償裁判の最も難点で、それだけ各界の注目的—を単なる法律解釈論争のレベルを越えて理解することができ、さらに裁判の社会的意義を理解することもできる。

確かに、戦後補償裁判は裁判という司法活動の本来の意味をはるかに越えて、政治、外交、歴史、法律（司法と法学を含めて）の各領域を跨る総合体である。そのため、戦後補償裁判に対してそれぞ

れの領域の問題として、しかも同じ領域においてもさらに豊富な個別問題としてバラエティな検討ができる。例えば、同じ法律の分野において、戦後補償訴訟の「時効」（民法）による検討⁽¹⁾、国際法からの検討⁽²⁾—さらに同じ国際法においても実定法の解釈からの検討、例えば国際法には個人の請求権があり得るかどうかの検討—ができる。要するに、この総合体に対して全方位の観察、分析が可能であり、それを以て有効な検討と理解が求められる。

「戦後補償裁判」という内容豊富な出来事に対して、本論文は「社会における法」の視点を以て三つのポイントを分析して裁判の法律争点とその原因・効果を探ってみる：

一つ目のポイントは、「法と社会運動」のアプローチを以て、「なぜ今頃に戦後補償を」という社会の一般的な疑問に答え、戦後補償裁判の社会的意義、すなわち社会の法需要とその様態を析出する。

二つ目は、裁判の法律争点としての法律論解釈という現在戦後補償といえは当然にしなければならない、避けて通れない、また結論が出せない不毛の議論を乗り越えて、これらの争点は裁判という司法活動、すなわち法使用の現場においてどのように展開され、どのような問題点が克服されたかを見る。すなわちケース・スタディを以てこれらの争点から法（現行法と法制度）批判および法創造という結論へと導出する。

三つ目は、実定法の国際法の問題を整理してみる。戦後補償裁判は国際法の問題を多数提起している。これほど裁判の場で国際法を適用し議論するのは国際法の実践の貴重な機会である。それだけに、従来国際法の「旧くて新しい」⁽³⁾問題は大いに提出されている。戦後補償裁判で提起された国際法問題の整理を通して戦後補償と国際法、国際社会にはどんな国際法を法需要としているか、いわゆる「社会における国際法」の問題を考える。

一 戦後補償裁判：その内容と状況

戦後補償裁判が世間に与えた最初のストレートな反応は、なぜ戦後五十年以上の今頃に、である。それに、戦後補償裁判は原告が日本国籍外の外国人であるという「国際」の特徴も注目されている。そこで、まず戦後補償とその請求訴訟は何かから見てみよう。

(1) 吉田邦彦「在日外国人問題と時効法学・戦後補償—いわゆる「強制連行・労働」問題の民法的考察—」ジュリスト No.1214-1218、松本克美「戦後補償裁判と消滅時効・除斥期間」ジュリスト1118号

(2) 申恵丰「国際法からみた戦後補償」奥田安弘・川島真編『共同研究・中国戦後補償—歴史・法・裁判』明石書店2000年八一～一二五頁、戸塚悦郎「国際法から見た日本軍性奴隷問題」岩波講座『現代の法11・ジェンダーと法』岩波書店一九九七年三一三～三三七頁、中川淳司「戦後補償訴訟と国際法—司法を通じた戦後補償の可能性と限界」法学教室238号二〇〇〇年四二～四四頁、阿部浩巳「戦後責任と国際法」自由と正義一九九三年九月号、国際法律家委員会『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』明石書店一九九五年。ほかに、日本の憲法の視点からは広渡清吾「憲法と戦後責任—戦後五十年・日本とドイツ」法律時報六八巻5号一九九五年、国際私法の視点からは奥田安弘「国際私法からみた戦後補償」奥田安弘・川島真編前掲書一二六～一八五頁、中国法の視点からは鈴木賢「中国法からみた戦後補償」奥田安弘・川島真編前掲書一八六～二一六頁、がある。さらに、法一般の視点から広渡清吾「近代主義・戦後補償・法化論」法律時報六八巻11号一九九八年二～五頁、と「戦後補償の法理論的問題—ドイツを素材に考える」法と民主主義300号一九九五年四～九頁、坂本茂樹「戦後補償裁判が問うもの—受苦はいまだ救済されていない」法律時報七一巻4号一九九九年一～三頁、藤田久一・鈴木五十三・永野貫太郎『戦争と個人の権利—旧くて新しい道』日本評論社一九九九年、山田勝彦「中国人戦争被害賠償請求事件訴訟において明らかとなった日本政府の基本戦略とこれを支える法理」法と民主主義328号一九九八年頁、笹本潤「戦後補償先行訴訟判決の基本特徴と法理」法と民主主義328号一九九八年頁、がある。そして、訴訟過程に対して訴訟手続から議論したのは山田勝彦「裁判実務からみた戦後補償」奥田安弘・川島真編前掲書二一七～頁、国際法学者の法廷提出意見として申恵丰「国際法上外国人個人の請求権意見書」、阿部浩巳「七三一・南京大虐殺等損害賠償請求事件意見書」一九九八年、小寺彰「国際法上個人の法主体性、ヘグ条約三条と個人の損害賠償請求権意見書」がある。

(3) 藤田・鈴木・永野前掲書注2。

(一) 戦後補償裁判とは

戦後補償訴訟とは補償裁判の原告側からいえば、いわゆる戦後五十年以上のいまだに戦争被害により蒙った損害賠償を求める裁判と裁判支援運動である⁽⁴⁾。この訴訟が日本の裁判所に提訴し、訴訟手続きを開始させてから、戦後補償裁判となる。(いうまでもなく、この訴訟が受理され裁判となるまで時間がかかった一主に八十年代に提訴したが、裁判所に「門前払い」された。この門前払いから判決ができるまでという一連の過程は重要な出来事であり、後述する。) 訴訟の動因は、戦争中日本の国内外において日本軍と戦争政策と戦争行為を採った日本政府と日本軍、と政府に協力した一部の企業の行為により、甚大な戦争被害を受けた外国籍の国民が終戦当時及び直後に被害を主張し賠償を請求することが不可能だったため、今日において主張と請求をする、ということである。提訴した原告は中国、韓国、フィリピン、シンガポール、香港と台湾のアジア諸国と地域およびアメリカ、カナダ、イギリス、オランダの欧米諸国の国民と住民である。(原告には在日および在外外国人だけでなく、日本人も含まれる、と主張しているものもあるが⁽⁵⁾、戦後補償訴訟の目的及び意義からいえば、外国籍の個人と限定したのは、ただの定義上の問題を超越する意義がある。後述の「自発的な戦後責任」を参照。)

戦後補償訴訟の内容を大まかに二分することができる。日本国を被告にして「従軍慰安婦」、捕虜虐待、武器遺棄と市民死傷および日本軍発効の軍票による経済上の損害に対する謝罪と損害賠償を請求する事件、と日本の企業を被告にして強制連行、強制労働に対する謝罪と損害賠償を請求する事件である。提訴した裁判所は加害行為の発生地または加害者所在地の日本国内の地方裁判所である。九十年代の最後から、アメリカ国籍の原告により原告所在地のアメリカの州裁判所に提訴されたものもある⁽⁶⁾。

(二) 戦後補償の関連事件

現在、日本の裁判所に提訴された関連事件数は、二〇〇三年までの統計によると、七三件である⁽⁷⁾。訴訟内容からいえば、以下の五種類に分類することができる：

- 1、元日本軍の従軍慰安婦に提訴された日本国の謝罪と損害賠償請求事件、例えば：
 - 中国人元従軍慰安婦謝罪損害賠償請求事件 (原告所在地による個々提訴)
 - 韓国人元従軍慰安婦謝罪損害賠償請求事件
 - オランダ人元従軍慰安婦謝罪損害賠償請求事件
 - フィリピン人元従軍慰安婦謝罪損害賠償請求事件
- 2、元日本軍の虐殺被害者に提訴された日本国謝罪損害賠償請求事件、例えば：
 - 平頂山村民虐殺事件
 - 七三一部隊細菌戦被害賠償請求事件
 - 南京大虐殺事件 (李秀英名誉毀損事件)

⁽⁴⁾ 戦後補償訴訟の支援運動というのは、日本国内の民間の活動である。現在のところ最も組織的に活動しているのはNGO「中国人戦争被害者の要求を支える会」と「中国人『慰安婦』裁判を支援する会」、「中国人強制連行を考える会」および日本全国各地の訴訟関連の弁護士有志による「中国人戦争被害賠償請求事件弁護団」である。

⁽⁵⁾ 日本国籍の国民と住民は「戦後補償」訴訟の原告になれるかどうかは観点の違いがある。例えば、中川淳司前掲論文注2によれば、「日本国民や外国人」が戦後補償訴訟の原告である。反対に、戦後補償訴訟の原告は在日または在外外国人である、と主張しているのは申恵丰前掲論文注2と坂本茂樹前掲論文注2である。

⁽⁶⁾ アメリカの州裁判所は個人の戦争被害賠償請求権がない、日米サンフランシスコ条約により日米間の戦争補償の問題はすでに解決済みである、という司法判断を下している。

⁽⁷⁾ NGO「中国人戦争被害者の要求を支える会」により提供された数字である。

遺棄毒ガス事件

- 3、強制連行・強制徴用・強制労働に伴う虐待の日本政府と関連企業謝罪損害賠償請求事件（被告所在地による個々提訴）、例えば：
中国人強制連行・強制労働福岡事件
中国人強制連行花岡事件
韓国人強制連行新日鐵事件
韓国人強制連行・強制労働日本鋼管事件
- 4、オランダ、イギリス、アメリカ、カナダ元捕虜と民間抑留者ら元連合国側の日本政府と関連企業謝罪損害賠償請求事件
- 5、台湾、韓国元軍人サンフランシスコ条約などで日本国籍の強制離脱の日本政府謝罪損害賠償請求事件

ほかに、国家の司法機関を動員しない、NGO活動の形をする戦後補償の「民衆法廷」もここで記す、むしろ特筆すべきである：

「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク主催の「日本軍性奴隷制度」の従軍慰安婦制度と日本軍、日本政府を裁く「二〇〇〇年国際戦犯法廷」⁽⁸⁾。

（三）戦後補償裁判の審理状況：

1 審理状況

一九八〇代から日本各地の地方裁判所に提訴された外国籍の個人による戦後補償請求事件は日本の裁判所にとって大きな課題である。戦後五十年以上経過の現在において過去の、戦後直後に解決できなかったが、国家政策上「解決済み」とされた個人の戦争被害の損害賠償請求を受理し審理するのは、社会・時代背景、定着している「解決済み」の国家システム（政治システムおよび法システム）に左右されるだけでなく、また裁判所の思惑—どんな法、どのように使うか—の様々な要素左右されている。

左右の効果の一つとして、裁判所が最初に戦後補償請求の提訴に関して事実認定をしない、ことである。裁判所が事実認定をしないことは、戦後補償訴訟の最初の壁である。事実の認定は訴訟においていわゆる当事者の主張する事実をめぐる裁判所側がその事実の存在を承知することである。すなわち事実の認定は司法審理過程の第一歩である。しかし、事実認定をしないというのは、裁判所側がこのような事実は裁判で裁定されるものではない、と判断したのである。その理由は、客観的な原因としては戦後五十年以上経て「時効」の問題である。そして、戦後直後に日本と戦争被害国との間の終戦友好条約により被告人所在地の、また訴訟所在地の日本には個人の戦争被害賠償請求権を実現させる立法および法制度は作られていない。そのため、裁判所は戦後補償請求の司法判断をすることができない⁽⁹⁾。主観的な原因としては、国家間条約は国家レベルの「解決」で未解決の個人の損害賠償請求権を覆い隠してしまい、「解決済み」という不条理の状況を制度上、また意識上作り上げたため、個人の戦後補償請求は裁判所で事実認定の対象にされなかったからである。

⁽⁸⁾ 「二〇〇〇年女性法廷」を「民衆法廷」というのは、同法廷はベトナム戦争中に同戦争反対のNGO主催の民衆法廷の「ラッセル法廷」をモデルにして作り上げられたといわれていることである。

⁽⁹⁾ 広渡清吾、前掲論文注1「戦後補償の法理論的問題」、また、戦後補償の関係立法がなく、裁判ができないまたは期待通りにできない状態では、個人の請求権が実現できない。そのため、日本の弁護士が立法草案を試みた。「外国人戦後補償法（試案）」一九九五年、戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会、戦後補償立法を準備する弁護士の会。

2 裁判所の進歩

関係立法がない、時効をはじめとする一連の法律問題、「解決済み」の問題があるものの、戦後補償裁判が始まって以来、事件の審理ごとに裁判所の態度に変化と進歩が見られる。事実認定をしないという最初の段階から、その後判決を下す、そして関係立法がない現状では戦後補償裁判の判例になる、意義の大きい判決を下すまで、裁判所は立法、法律解釈論、訴訟手続、と「解決済み」などの問題を乗り越えている。

3 日本の弁護士の弛まない努力

戦後補償訴訟という場合に、日本の弁護士の努力は特筆すべきものである。訴訟は日本の弁護士が自ら発動したものである一すなわち、自国政府を相手にする訴訟を引き起こすことである。この行動は日本弁護士の「人権の擁護」、「正義の実現」⁽¹⁰⁾ という従来の方針によるものである。そのため、殆どの訴訟は日本の弁護士が外国人の戦争被害者を見つけて連絡を取って行われたのである。例えば中国人戦争被害訴訟の全部はこのパターンである⁽¹¹⁾。日本の弁護士の努力は「まさかかつての侵略国の弁護士が」と中国国内で話題になっているだけではなく、訴訟・原告・被告代理人・依頼人という従来の弁護士業務の構図を変えた。そして日本の弁護士は日本国内において、国連の場において⁽¹²⁾、戦後補償訴訟を社会運動として各界の協力を求め活動している。この活動は日本の裁判所の前向きな戦後補償の司法判断を下したのに有意義な影響を及ぼしたと言える。

二 戦後補償訴訟—法と社会の連動

戦後補償訴訟は国内法、国際法にかかわる問題であるだけに、法律上の意義が大きい。この意義は裁判の法適用をめぐる「書かれた法」の解釈と解釈論争の終着点の発見より、「社会にはどんな法を」という啓示を得たところにある。すなわち戦後補償訴訟には、社会は法を要求し、法は社会の法需要に満たすという一連の有機的な連動が見られ、「社会における法」の一つの典型になっている。具体的にいうと：

(一) 「戦後責任」と戦後補償訴訟

「戦後責任」というのは八十年代から日本社会のキャッチフレーズの一つとなり、同様の意味で同時代の日本の社会を語るキー・ワードである、と言えよう。戦後直後ではなくて、戦後三十年以上も経て、もはや戦後が死語となりかけている時に「戦後責任」の追究が高揚し始めた。その原因および

⁽¹⁰⁾ 弁護士と正義の実現というのは社会における法律家の役割である。法律家と正義の実現というあるべき因果関係の理論的分析は、村山真維「法律家と正義の実現」棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』法律文化社一九九四年二〇七～二三六頁。「自発的戦後責任」論と日本の弁護士の努力は理論で後つく形で説明されることができるが、単なる理論で説明しきれない社会的意義がある。

⁽¹¹⁾ 筆者が日本の弁護士とともに「中国人戦争被害賠償請求事件弁護団」の活動に携わっていた。「平頂山村民虐殺事件」の弁護士たちと一緒に事件発生地中国平頂山へ調査と証拠収集に行った。彼らの行動は現地で一般市民の間で「かつてこの悲惨な事件を引き起こした日本兵の国の弁護士が本当に私たちのために」と反響を呼び起こした。被害者と遺族たちが最初半信半疑であったが、その後「日本の弁護士さん、頼む」と信頼の気持ちになった。そして、筆者自身が最初に「国家間条約があるから、戦後補償は本当にできるか」と思ったが、強制連行花岡事件（2000年）の和解と福岡事件（2002年）の勝訴を見て、「日本の弁護士が山を動かした」と感服した。そして、二〇〇四年二月中国中央電視台が企画した「中国の人々に感動させた10人」に「中国人戦争被害賠償請求事件弁護団」団長と「中国人戦争被害者の要求を支える会」会長を務める尾山宏が当選。日本の弁護士の戦後補償裁判のためになされた努力は中国の人々にたたえられている。

⁽¹²⁾ 国際人権研究会編『慰安婦・強制連行：責任と償い—日本の戦後補償への国際法と国連の対応』新泉社一九九三年。

時代背景は簡単に語れるものではなく、本論文においては省く。そのかわりに、「戦後責任」の日本的なトーン、すなわち日本の特徴を一言でいうと、それは「日本の民間社会の自発的な戦後責任」と言えよう。

日本の民間で生じた自発的な戦後責任感とは当然に政府の公式な見解および一部の政治家の言論とは違い、われわれの戦後責任とは何か、どんな戦後責任、やるべきことは何か、の自問自答⁽¹³⁾とそこから生じた行動である。この自発的責任感および行動により、日本の民間において集会—言論⁽¹⁴⁾、外国籍戦争被害者支援NGOの活動—行動が行われた。とりわけ日本の弁護士が自ら外国へ行って戦争被害者を見つけたり、戦後補償に関する国家法がない日本において「外国人戦後補償法（試案）」を定立したりした活動が⁽¹⁵⁾その後日本の司法界の「戦争被害者の司法による救済」に影響を与えた。

日本の民間から生じた「自発的戦後責任」論争および行動は自国の範囲を超えて外国籍戦争被害者を視野に入れているのも特徴である。日本の国民も同様に戦争の被害を受けたが、サンフランシスコ条約により、日本国民の被害賠償請求と請求権は放棄された。この放棄により、日本国内の戦後補償は問題を生じたが、戦後補償といえ、やはり外国籍個人に対する終戦直後日本が完成すべきであるが、未タッチのまま放置されている外国籍個人の道義上と経済上の補償をし、彼らの戦争被害補償請求権を日本が認める、ことである。道義上の補償は戦争による人権侵害の謝罪であり、経済上の補償は戦争責任の承認と加害行為の弁償である。そのため、戦後補償の対象は外国籍個人に限定する特別な意義がある。

さらに広義の意義からいえば、「自発的戦後責任」の認識と行動は日本とアジア、日本と国際社会の実質的な接点を繋ぐことになる。日本の戦後補償はよくドイツの事例と比較される⁽¹⁶⁾。というのは、ドイツの戦争補償は個人の補償はいうまでもなく、なによりナチスに対するドイツ全体の反省から、「ナチスの克服」から出発したのと比べれば、ドイツと同様な立場の日本は戦後補償を自己反省、過去の克服と将来指向を基盤にしなければならないからである。「自発的戦後責任」は日本の過去の克服と将来の自分の方向を自分自身に、国際社会に呈示することである。

（二）司法の救済と戦後補償訴訟

「自発的戦後責任」は行動として正義の実現を求めてスタートを切ったのである。正義の実現はいわゆる司法を通して戦争加害責任を糾明し、被害者の救済を求めることである。日本のいまだに果た

⁽¹³⁾ とくに日本の自発的な戦後責任という思潮に啓示を与えたのは以下の著作と論争を挙げる：大沼保昭『サハリン棄民』中公新書一九九二年（大沼教授が長年サハリン在留の朝鮮・韓国人の帰還支援に携わったことで二〇〇〇年韓国政府から勲章を受章された。）『東京裁判から戦後責任の思想へ』東信堂一九九七年、反省的戦後責任を提唱して思潮および言論で日本社会に多大な影響を及ぼしたのは、丸山真男である。詳細は、中野敏男『大塚久雄と丸山真男—動員、主体、戦争責任』青土社二〇〇一年を参照。この反省的戦後責任はその後自発的戦後責任へと発展した。自発的戦後責任論が提唱したのは九十年代であり、典型的なのは以下である：「アジア・太平洋地域戦後補償を考える国際フォーラム」実行委員会編『戦後補償を考える』東方出版一九九二年、『季刊戦争責任研究』一九九三年～、西野留美子『従軍慰安婦と十五年戦争』明石書店一九九三年、田中利幸『知られざる戦争犯罪』大月書店一九九三年、田中宏『検証・中国人強制連行』日本中国友好協会全国本部一九九四年、吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書一九九五年、藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波新書一九九五年、田中伸尚・田中宏・波田永実『遺族と戦後』一九九五年、笠原十九司『南京事件』岩波新書一九九八年、「教科書に真実と自由を」連絡会編『いままぜ戦争責任を問題にするのか』教育資料出版会一九九八年、杉原達『中国人強制連行』岩波新書二〇〇二年、最近の戦後責任論に関しては大沼保昭・内海愛子「戦後責任」世界1～9月号二〇〇三年。

⁽¹⁴⁾ 九十年代に入ってから盛んになる。例えば、「アジア・太平洋地域戦後補償を考える国際フォーラム」は日本国内と国外の参加者を擁して集会としては規模と影響が大きい。

⁽¹⁵⁾ 同注9「外国人戦後補償法（試案）」。

⁽¹⁶⁾ 例えば、広波清吾前掲論文注2「戦後補償の法理論的問題—ドイツを素材に考える」。

していない戦後責任の究明と外国籍個人被害者の救済が訴訟行為となった時点で、民間から生じた「自発的戦後責任」は国家司法機関を動員して日本の過去を克服する実際行動となった。

いうまでもなく戦後補償裁判は日本の司法界にとって難関の多い裁判である。法適用—戦後補償の関連立法がない現状においては、どんな法を適用すべきか、訴訟過程の問題として「時効」と「除斥期間」および国際法上個人請求権の有無の問題があり、さらに司法判断の可能性を左右する国家間条約の「解決済み」の問題がある。このように、法律論といえ、戦後補償裁判の進行可能性が少ない。(実際上も、戦後補償請求が提訴された最初の段階においては、原告が裁判所に門前払いにされていた。)一方、裁判所の思惑とは反対に一九九七年から当初二十件だった戦後補償訴訟の事件がその件数を直線的に倍増させてきた。その上に日本の内外では外国籍個人の戦後補償要求とその裁判は注目され始めている。国内といえ、日本の民間社会の自発的戦後責任の論争と行動が裁判所にとって世論となり、社会の要求である。国外といえ、関係国の個人と団体の声と行動とともに、国連の場でも議題となって⁽¹⁷⁾、国際社会の世論となり、要求である。すなわち、これらの社会運動が日本の裁判所に対して社会の法需要を提出し、裁判所を法動員して外国籍個人の戦後補償請求権の実現を求めするのである。この要求は正義の実現というのを理念とするといえ、訴訟という法行動となると、戦後のいまだに実現されていない外国籍個人の戦争被害賠償請求権を裁判、すなわち司法の救済を通して実現させる、ということである。

(三) 戦後補償裁判：解釈論争を超えて条理から救済へ

こういう内外の状況においては日本の裁判所は補償請求の提訴を受理しないわけにはいかない。しかし裁判所にとって戦後補償裁判の難関は法適用である。関連立法がない、国家間条約上「解決済み」という状況においては裁判所は法適用に入る手前の段階で事実認定をしない、または法適用の対象適格性がないと判断してその適格性を「時効」、「国際法上個人請求権がない」を以て否定する。この否定論は被告側(日本政府および関連企業)の抗弁と一致している。さらに、個別法条(例えばハーグ条約三条)の解釈を巡り原告側と被告側が当否両論で対峙する⁽¹⁸⁾。裁判過程として法適用をめぐる法条の解釈論争は必然なものであるが、戦後補償裁判の最初時期のこのような解釈論争は不毛な論争であり、そこに裁判所の思惑と消極性が感じられる⁽¹⁹⁾。

その後、一九九九年から日本の裁判所は提訴の審理につれて、事件の判断ごとに裁判所としてのあべき司法判断を下し始めた。これらの判断は戦後補償に対する裁判所の態度と役割を表している。この態度と役割というのは、戦後補償に対する条理の適用、と戦後補償に対する司法的救済、の必要性と可能性である。

詳しくいえば、条理というのは正義と公平の原理である。戦後補償裁判に条理を適用するというの

⁽¹⁷⁾ 一九九二年から国連人権委員会と小委員会が旧日本軍の従軍慰安婦に関する一連の調査、証言報告書が提出された。国連の場で従軍慰安婦を「性的奴隷」と確定し、日本政府の解決に対する希望を表明した。一九九六年国連人権委員会の決議は従軍慰安婦日本軍の「性的奴隷」と決めた。前掲書国際人権研究会編『慰安婦・強制連行—責任と償い：日本の戦後補償への国際法と国連の対応』二六〇～二八九頁。

一九九九年国際労働機関(ILO)の条約勧告適用専門家委員会は同年度の年次報告書において第二次世界大戦中に朝鮮半島や中国から強制連行されて日本の鉱山や工場で強制労働に従事させられた人たちの問題を取り上げ、「ひどい労働条件の下で私企業で働かせるため大量の労働者を徴用したことは、強制労働に関する条約に違反する。」「個人補償がされていない」、「政府間の支払いは犠牲者に対する適当な補償として十分ではない」と指摘し、日本政府が犠牲者個人に対し対策をとるべきだとの見解を示している。

⁽¹⁸⁾ 前掲小寺彰意見書と藤田久一・鈴木五十三・永野貫太郎『戦争と個人の権利』。

⁽¹⁹⁾ 申恵丰がフィリピン従軍慰安婦判決と連合軍事件判決に「国際法の論点に関して特に誤解が多い」と批判している。同前掲論文注2一〇一頁。

は関連立法がない現状における日本の裁判所の緊急対応策または必要措置を取ることである。司法的救済というのは「時効」、個人請求権の有無という実定法上の法条とその解釈にとりつかれない、いまだに解決されていない戦争被害者の補償問題に司法機関が「法の神」ではなくて、普通の社会感覚で取り組む、ことである。もし、条理の適用は裁判所の司法的判断の方法論であるとすれば、司法的救済は戦後補償裁判に対する裁判所のあるべき役割であり、司法機関に対する社会の法需要である。この意味で、戦後補償裁判は社会における裁判所のあり方、法条と社会の法需要を把握する裁判所のあるべき役割、というのを示す一つの典型だと言える。

（四）法と社会運動

日本の民間社会の「自発的戦後責任」論と行動—とりわけ日本の弁護士が自ら行った戦後補償訴訟の行動—は戦後補償裁判を引き起こした。この一連の動きは「法と社会」の有機的な運動を示している。この有機的な運動は以下の二つの現象をもって示している。

1 社会の法需要と法

戦争被害者個人の被害請求権は国家間条約の「解決済み」および関連立法の不備でその実現を阻害されている。すなわち、現行法には法欠缺がある。この法欠缺は戦争被害者個人および「自発的戦後責任」を自覚している日本社会の法需要に満たすことができない。そして、戦争被害者と日本の社会が求めるのは裁判を通して正義の実現と司法の救済である。この法需要に対して立法は主観的にも、客観的にも即時な対応ができない—そのため、日本の弁護士が独自の補償法草案を作った—が、司法機関（裁判所）が立法の有無と法律条項の解釈論争を乗り越えて裁判を開始させ、司法判断を下した。この一連の有機的な運動を「法と社会運動」で説明することができる。

「法と社会運動」は法社会学のテーゼである⁽²⁰⁾。これは法規範および法制度が社会に需要される要因、社会で運用される様態および効果、いわゆる社会にどんな法が必要であるか、の問題意識または考察・分析の視点である。この視点を以て社会における法を見れば、法規範ないし法制度を単純な出来事ではなくて、社会との因果的関連を以て見る。そう見れば、どんな社会にどんな法を観察し、その観察から社会の法需要と法の機能、法が社会の法需要にどう応えるか、答えられるかを生きている社会現象として見ることできる。

戦後補償裁判はこのような法と社会との有機的な運動である。この視点で戦後補償裁判を見れば、民間社会の「自発的戦後責任」論と運動、日本の裁判所が立法と法律条項の解釈論争を乗り越えて司法判断に踏み切ったことの意義を理解することできる。

2 法需要に応じる法発展

戦後補償裁判が社会の法需要を現行法と法制度の法欠缺の発見において示しているだけでなく、現行法およびその法概念の欠缺と発展の必要性をも示している。

⁽²⁰⁾ 「法と社会運動」(law and movement) は法社会学の「社会における法」の視点によるものである。例えば、六十年代人権運動は国際法の人権法の発展を促進したという事実に対して「法と社会運動」の視点を以て説明したのは、Harold Hongju Koh, *Transnational Legal Process*, *Nebraska Law Review*, vol.75(1996), p.187, p.190. また Samuel J. Astorino, *The Impact of Sociological Jurisprudence on International Law in the Inter-War Period: The American Experience*, *Duquesne Law Review*, vol.34(1996), pp.277-298. 同様な問題意識で「法と社会変動」で表現しているのは、例えば六本佳平「法社会学」有斐閣一九八六年序—頁「法社会学の主要研究分野」、Dror Yehezkel, *Law and Social Change*, *Tulane Legal Review*, vol. 33(1959), pp.78-802. 「法と社会運動」と「法と社会変動」を比較すれば、両者の問題意識は同様で法と社会との因果的関係の発見と理論も同様である。社会変動に比べれば、社会運動は社会変動過程の一つの過程であり、法需要も急激で明確である。そのため、法に対する要求も強力である。

例えば、戦後補償裁判でふたたび言及されている戦争責任というのは従来国家間の戦争を引き起こした国家の責任および国家の代表の責任というのが通説的な定義である。この定義はニュールンベルグ裁判と東京裁判においても確定されている。しかし「自発的戦後責任」および戦後補償訴訟に要求されている戦争責任は国家または個人の責任帰属ではなくて、社会全体の共同責任である。この共同責任は個別個人の責任の明確ではなくて、戦争に対する日本社会の、他国と他民族との共生を阻止した全体の責任である。当然にこの共同責任は実定法上には規定がない。だから、成文した現行法に比べると、社会の法需要は現行法の欠缺を指摘し新しい法を要求する先進性がある。

社会全体の共同責任というのは現代法の理念である。現行法とは別にして現代責任法は共同体全体の責任という理念を高揚している⁽²¹⁾。近代法の個人とその個々間の責任を明確にするのとは異なり、現代法は社会全体、公共同体全体の責任の明確を指標とする。現代社会には公害問題、公共財としての環境問題が個人の責任に帰属するのは不可能になっている。この現代社会の法需要に応じて現代法には社会全体の責任を確定する必要が生じている。この現代法の理念は戦後補償裁判の現場でその必要性と有用性を実証されている。

三 戦後補償裁判の展開—法律争点を乗り越え司法の救済へ—

戦後補償裁判の法律上の意義は何種類もの実定法問題を跨り、多大な法律条項の解釈争点および難問をクリアし、それらの実定法問題の再認識に貢献しただけでなく、裁判所が法律解釈争点を乗り越えて司法判断を下し、司法の救済を果たすのがより意義がある。これが戦後補償裁判の終始に貫くもので、また裁判の展開そのものでもある。以下、典型的な事件を以て法律解釈の争点を乗り越えて司法の救済へという裁判過程をケース・スタディで見る。

(一) 立法裁量論

立法裁量論というのは「国には補償立法がないから、法適用がない」という裁判所側の持論である。裁判開始の最初の段階で裁判所はこの持論を堅持していた。そのため、戦後補償の諸事件が提訴した後に受理されない、事実認定をされない背景には、この立法裁量論があった。

立法裁量論が強調したのは、戦争被害者の救済は立法政策上の問題であり、司法の手には負えない、という主旨である。

戦後補償裁判はこの立法裁量論を克服したのは「条理」であり、正義と公平の実現という司法の目的である。その突破口を切ったのは、BC級戦争犯罪事件である。

○東京地方裁判所BC級戦争犯罪人事件1992年（朝鮮・韓国籍国民五名 v. 日本国）⁽²²⁾

事実：連合軍捕虜の監視役にされた韓国人軍属であった原告等が戦後連合軍のBC級戦犯とされたことに対して、日本国に謝罪と補償を請求。

判決：原告請求棄却。

意義：戦後補償裁判の判決で初めて戦争被害者に対する日本の国家賠償・補償の条理（正義、公平の原理）に一定の理解を示した。

○山口関釜地方裁判所従軍慰安婦戦争被害謝罪賠償請求事件（1998年韓国籍国民一二名 v. 日本

⁽²¹⁾ 棚瀬孝雄編『現代社会と不法行為法』有斐閣一九九四年。

⁽²²⁾ 判例時報昭和57.2.26, No.1032, 昭和60.9.26, No.1163.

国)⁽²³⁾

事実：原告は戦争中韓国から強制に日本軍の従軍慰安婦として徴集され重大な人権侵害を受け戦中と戦後精神的肉体的な被害。

判決：原告勝訴。日本国の人権侵害行為の確定、救済と賠償立法の責任不履行の認定、国に慰謝料支払いを命じた。

意義：初めて従軍慰安婦に対する日本国政府の「基本的人権の侵害」事実と行為を認め、戦後補償の救済責任と補償立法を怠る「立法不作為による国家賠償」の責任を認めた。この二点においては、BC級事件より一步前進した。現在まで従軍慰安婦訴訟の中で唯一の勝訴例で、これからの慰安婦裁判の判例になる。

(二) 時効と除斥期間

戦後補償裁判において時効と除斥期間の認定と適用は訴訟問題である。訴訟手続きを踏まえる上で裁判過程を進める裁判所側は時効と除斥期間の問題に困惑されただけでなく、強制連行・強制労働事件の被告人（関連企業と日本国政府）側は時効と除斥期間を抗弁事由の一つにしている。戦後補償訴訟において、従軍慰安婦事件は日本国政府の責任の追究を中心としているため、戦時中国国家政府の責任に対する個人の請求権の有無は争点であるが、強制連行・強制労働事件は時効と除斥期間は争点である。この法律争点は裁判過程において時効・除斥期間を援用し原告—外国籍個人の戦争被害損害賠償請求を棄却した司法判断から、時効・除斥期間を認めない司法判断へと、克服されている。

時効を援用し除斥期間を認めた事件：

○東京地方裁判所中国人強制連行・強制労働花岡事件1997年（中国籍国民九八六人 v. ゼネコン鹿島（旧鹿島組））

事実：1944-1945年までに中国から捕虜と民間人九百八十六人が日本軍に強制連行、花岡の鹿島組の中山寮に収容され、長時間の重労働や鹿島組補導員の暴行と虐待に耐えかね、ほう起。事件後の拷問による死者を含め死者四百十八人。

判決：強制連行から提訴まで五十年近くが経過しており、証拠調べをするすべもなく、原告が損害賠償を求めることのできる権利は消滅した。

意義：本人尋問すら行わない、事件の時間的な経過で時効適用を判断。

○広島地方裁判所中国人強制連行・強制労働西松建設事件2002年（中国籍国民三六〇名 v. 日本国、株式会社西松建設）

事実：1944-1945年までに中国から捕虜と民間人が日本軍に強制に日本に連行され西松建設の工事現場で強制労働、過酷な作業と待遇により死者負傷者数十名、全員被害。

判決：時効・除斥期間適用、原告請求権を認めず、請求棄却。

意義：被告人（西松建設）の道義上の責任ありと判断し、補償基金の設立と原告との和解を勧告。

○京都地方裁判所中国人強制連行・強制労働日本冶金鋳業所事件2003年（中国籍国民十一名 v. 日本国、株式会社日本冶金鋳業所）

事実：1943-1945年の間で中国から捕虜と民間人が日本軍に強制に連行され日本冶金鋳業所で強制労働、過酷な作業と待遇により死者負傷者あり、全員被害。

判決：時効・除斥期間適用、原告請求権消滅、請求棄却。

⁽²³⁾ 判例時報平成10.4.27, No.1642.

意義：強制連行・強制労働による加害と被害の事実を認めた。

○東京地方裁判所中国人強制連行・強制労働炭鉱経営企業10社事件2003年（中国籍国民四十二人 v. ハザマ、鉄建建設三菱マテリアル、宇部興産同和鉱業など計10社）

事実：1943-45年まで中国から捕虜と民間人が強制連行され上記10社で過酷な労働を強いられた。

判決：20年で損害賠償請求権が消滅する民法の除斥期間の規定を適用、請求棄却。

意義：強制労働の事実を認めた。

強制連行・強制労働の事実を認め、自主和解と裁判所が和解を勧告した事件：

○新日本製鉄（旧・日本製鉄）・韓国籍国民十人と裁判外和解1997年

意義：当時まで戦後補償裁判の中で企業の誠意が示された唯一の例、裁判外和解も初めての例。

○東京地方裁判所韓国人強制連行・強制労働日本鋼管事件1999年（韓国籍国民四人 v. 日本鋼管）

事実：1944-1946年までに朝鮮半島から日本の軍需工場（日本鋼管）に強制連行、工場内でリンチを受けて大けがをした。

意義：和解成立。企業を相手とする強制連行・強制労働の裁判で企業が和解に応じた初めての事例。

○東京高等裁判所花岡事件控訴審理1999年（中国籍国民九八六人 v. ゼネコン鹿島（旧鹿島組））
1997年東京地方裁判所花岡事件原告請求棄却已決事件の控訴審理。

意義：東京高等裁判所が職権で被告に時効と除斥期間の抗弁の放棄と原告との和解を勧告⁽²⁴⁾。司法機関が初めて戦争被害者の救済に前向きに取り組んだ。時効と除斥期間に関しては裁判所がその適用が「正義に反する」と認識。

時効・除斥期間を柔軟に解釈し適用した事件：

○富山地方裁判所不二越事件1996年（韓国籍国民三名 v. 日本国、株式会社不二越）

事実：1943-1945年まで韓国人の元女子挺身隊員が不二越で強制労働された上、賃金が不払いであった。

判決：損害賠償および謝罪の時効・除斥期間により原告請求棄却。

意義：全体的な損害賠償請求権を時効で棄却したが、賃金債権の消滅時効は日本政府が「日韓条約は特定の個人の請求権を国内法的な意味で消滅させるものではない」と表明した翌日（1991年8月28日）を起算点とする、と裁判所の判断。

時効・除斥期間を適用しなかった事件：

○東京地方裁判所劉連仁強制連行強制労働事件2001年（中国籍国民一名 v. 日本国）

事実：1944年日本に強制連行され、明治鉱業北海道炭坑で強制労働。過酷な労働と虐待に耐えかね、1945年から十三年間わたって北海道山中で逃亡生活。

判決：原告勝訴。逃亡十三年中、日本の敗戦を知らない状況におかれたため、原告の請求権に時効がない、「除斥期間を適用するのは正義に反する。」

意義：訴訟事実の重みと世間の影響の重大さを考慮し時効・除斥期間の適用を排斥した。

○福岡地方裁判所中国人強制連行・強制労働事件2002年（中国籍国民十五名 v. 日本国、三井鉱山）

事実：1943-1945年中国から強制連行され福岡県の炭坑で過酷な労働と虐待。

⁽²⁴⁾ 裁判所が職権を以て和解を勧告したのは懲戒のための司法ではなくて修復的な司法という現代社会の法需要に応じる司法の新しい機能を示している。ハワード・ゼア著／西村春夫訳『修復的司法とは何か』新泉社二〇〇三年。

判決：原告勝訴。強制連行・強制労働は日本国と企業が「共同で計画し実行した」と認定。不法行為の時から二十年で賠償請求権は消滅するという民法上の時効・除斥期間を強制連行・強制労働のケースに適用して企業の責任を免れるのは「正義、公平の理念に著しく反する。」

意義：本件判決は幾つかの点において戦後補償裁判の判例になる重大な意義を持つ。(1) 時効・除斥期間の適用を条件なく否定。(2) 戦後補償訴訟の場合では日本国政府は強制労働の実態を認めず、関連資料は1993年に初めて情報公開。日中国交回復後個人の戦争被害賠償請求権があるかの議論があったため、原告の提訴が2000年まで遅れたのはやむを得なかった。(3) 日中国家間条約により個人の戦後補償請求が「解決済み」という被告の主張に対して、判決は中国外相の「放棄したのは国家間賠償で、個人は含まれない」の見解を採用、「法的に疑義が残されており、条約が結ばれても原告らの請求権が直ちに放棄されたとは認められない」と判断。(4) 企業の戦時中の加害行為の認定。強制連行・強制労働は「国と産業界が協議し、国策として実行されたもので、労働実態は劣悪で過酷であった。」

ほかに時効・除斥期間を適用しない、原告勝訴の事件は、京都大江山判決、東京第二次強制連行・強制労働判決、遺棄毒ガス第一次訴訟判決である。

上述ケース・スタディから強制連行・強制労働事件の特徴を二点にまとめることができる。一つは、戦後補償訴訟の中で勝訴例は強制連行・強制労働事件に集中している。それだけに、司法救済の開始と裁判所の司法判断の判例的な意義はこの種の事件からである。とりわけ時効・除斥期間と企業の加害責任、国家間条約の戦後解決と個人補償の戦後未解決に関する裁判所の司法的見解は今後の戦後補償裁判に重要な意義を持つ。もう一つは、強制連行・強制労働事件においては企業の加害責任を明確にし追究しているが、日本政府の責任を「国家無答責」の理由で追究していない。

強制連行・強制労働事件初めて日本国の加害責任を確定

二〇〇三年まですべての強制連行・強制労働事件、たとえ原告全面勝訴の事件でも、企業側の加害責任を認めたが、原告の訴訟対象、すなわち共同責任を負う共同被告人だった日本国はその責任を言及されなかった。上述した通りに、これは強制連行・強制労働事件判決の特徴の一つである。しかし、二〇〇四年から裁判所が同種の事件において初めて日本国の加害責任を確定した。

○新潟地方裁判所中国人強制連行・強制労働事件2004年3月(中国籍国民一名・遺族一名 v. リンコーポレーション運送会社・日本国)

事実：原告は1944年中国から旧日本軍に捕まり新潟に強制連行、過酷な労働条件で強制労働。

判決：原告勝訴。企業の強制労働行為の責任を認定、日本国の強制連行行為の責任と戦後同行為の責任追究を免れるための隠蔽行為の責任を確定、日本国と同会社に損害賠償を命じる。

意義：強制連行・強制労働に関する日本国の加害責任および戦後同行為の隠蔽行為を初めて認定し、認定の枠組みを確立。とりわけ企業の除斥期間と国の時効の認定方針を別々に確定。同判決は三井事件判決以上に戦後補償裁判のすべての法律争点に対する司法判断を示したため、判例になる意義を持つ。例えば、時効に関して、企業の時効は時間的な経過では時効の成立を認める。しかし、企業側は強制連行・強制労働させた中国人労働者の虚偽の記録をしその後も解明しようとしなかった。すなわち「強制労働に事業者として直接関与し、きわめて悪質な態様で甚大な被害を発生させた一方、戦後国から受け取った補償金で実質的な利益を受けた者として、はなはだ不誠実であり、戦後の混乱期に原告を帰国させ「何の証拠も収集できなかった原告との関係では、実質的に提訴を妨害した」ため、被告会社に時効援用を認めることは「社会的に許容された限界を著しく逸脱する」。国の時効に関して、1946年

国は強制連行・強制労働の詳細調査を実施し報告書を作成したが、戦争責任追究を免れるため、焼失し、その後も強制的事実を認めなかった。強制連行・強制労働を実施した者として「はなはだ不誠実であるばかりか、原告らとの関係では実質的に提訴を妨害した」ため、「原告らが長期にわたって事実上権利行使、時効中断措置が不可能な状態に置かれていた」ため、国に消滅時効の援用を認めることは「社会的に許容された限界を著しく逸脱する」。

(三) 国家無答責

「国家無答責」というのは旧憲法下では国家は公権力の行使による損害賠償責任を負わない、というものである。すなわち、戦時中の国の行為および旧憲法下での国の行為に関しては現在の国家がその責任を負わないし、それに答える責任も負わない、ということである。戦後補償裁判において被告人の日本政府側がこの「国家無答責」を抗弁事由の一つにしている。旧日本軍の残虐行為、従軍慰安婦と強制連行の事件―戦後補償訴訟の殆どの事件に被告人の日本政府側が「国家無答責」を主張している。裁判所が主張する立法裁量論は適用する法がないということであるが、「国家無答責」は法動員を制限することである。この無答責論は法律解釈論からいえば、時効・除斥期間と同様に成立する。戦後補償請求の提訴が最初の段階で裁判所に門前払いにされた理由の一つは「国家無答責」であった。しかし、法律論と社会の法需要を取捨する法律家および司法機関にとって「条理」は原則である。「国家無答責」に対して条理を以て対抗したのは以下の事件で見られる。

○京都地方裁判所浮島丸沈没被害者朝鮮人等日本国損害賠償事件2001年（韓国籍国民八十名 v. 日本国）

事実：1945年朝鮮半島から日本へ強制連行された朝鮮人を乗せた旧日本海軍の浮島丸が京都府舞鶴港で爆発沈没500人以上の朝鮮人死亡。

判決：原告一部勝訴。

意義：外国から外国の国民を日本に強制連行する日本政府の責任を明確に認定。本件に関しては国家賠償法が実施される前の当時においても「国が強制的に就労させたのだから、安全に朝鮮半島まで届けるのは義務」があり、「債務不履行に基づく損害賠償責任がある」と判断。本件から日本国の「国家無答責」を否認した意義において戦後補償に対する司法の救済が始まった。

○東京地方裁判所中国人強制連行・強制労働事件2003年（中国籍国民四十二名 v. 日本国、炭坑経営会社10社）

事実：前掲

判決：時効で原告請求棄却であるが、（被告日本政府の「国家無答責」法理の主張に対して）「明文の根拠がないこの法理によって、実定法と同様の拘束を受ける理由は見いだしがたい」と踏み込んだ判断をして退けた。

意義：「国家無答責」を明確に否定。

○新潟地方裁判所中国人強制連行・強制労働事件2004年3月（中国籍国民一名・遺族一名 v. リンコーポレーション運送会社・日本国）

事実：前掲

判決：国家無答責は「現行法下では合理性・正当性を見いだしがたい。」「公権力の行使が人間性を無視するような方法で損害が生じた場合まで、現憲法・国家賠償法施行前である一事をもって国への民事責任を追究できないとする解釈は著しく正義・公平に反することを考えると、

国家無答責の法理を援用することは許されない。」

意義：「国家無答責」を明確に否定、それを法理として解釈し援用するのを批判。

（四）戦時中国行為に対する外国籍個人の請求権

戦時中日本国の加害行為で被害を受けた外国籍の個人には日本国に損害賠償を求める請求権がない、という被告側の抗弁および裁判所側の持論も戦後補償裁判の争点の一つである。この争点は戦後補償裁判のすべての事件に出されている。原告勝訴の多い強制連行・強制労働の判決でも、企業側の加害責任を明確に確定しているのに、日本政府の責任に関しては「国家無答責」または個人請求権の否認を以て触れないでいる。被告側および裁判所のこの主張または持論には二つの根拠は強調されている。一つは、もともと国際法には国家に対する個人の請求権がない。もう一つは、国家間の終戦平和条約により個人の損害賠償請求権が消滅した。戦後補償裁判の争点の中でこの問題は国際法の問題である。

1、国際法には個人の請求権がない、というのはいわゆる国際法は国家間の法であるため、国際法の主体の国家に対しては個人は対等に権利を主張することができない、という推論の問題である。この推論は根源として国際法の従来の理論的な検討—国際法の二元論から由来したもので、国際法の表現形式—国家間条約と国家間の慣習法に着眼している。国際法の二元論⁽²⁵⁾というものは国際法の法的性質⁽²⁶⁾を認識するために、国家が法主体であるか、それとも個人が法主体であるかに関する議論であり、国際法の理論的な検討である。この議論および検討は結論がない—あり得ないままで、時代および国際社会の状況に応じて国家を強調したり—例えば「国家意思論」⁽²⁷⁾、国際人権法の発展により個人を強調したりしている。この結論のない議論および国際法の現実からいえば、国際法は国家間の法であるが、その実定法の内容には個人を法主体にするものもある。だから、国家か、個人か、または国家のための法であるが、国家を通して個人の権利義務の実現を規定している⁽²⁸⁾という不毛の論争は恐らく結論があり得ない。

この理論的な検討は国際法の認識または解釈の問題だといえ、現実問題として個人請求権は戦後補償裁判で実現することができないか、である。戦後補償裁判で戦時中の国家行為に対して外国籍個人には損害賠償を請求する権利があるか、という現実問題はまず個人の請求権を主張する国際法の関連規定があるかどうかの問題である。国際法の実定法からいえば、ジュネーブ四条約、ハーグ条約、婦人および児童の売買禁止条約、女性差別撤廃条約、世界人権規約という一連の条約によれば、国家に対して個人の損害賠償請求権はいうまでもなく有する。国際慣習法からいえば、奴隷禁止、国際人道の国際慣習法も国家に対する個人の損害賠償請求権を認めている⁽²⁹⁾。当然、国際法使用のレベルにおいてこれらの実定法規定は個人請求権の正当性と妥当性に援用されることができる。実際上、こ

⁽²⁵⁾ 国際法の「二元論」は伝統的な研究テーマで、論文も多数ある。最近の、この二元論に関する明瞭なコメントは、加藤信行「国際法と個人」国際法学会編日本と国際法の100年第五巻《個人と家族》三省堂2001年1～20頁、である。

⁽²⁶⁾ 国際法の法的性質という、多数の議論がある。その中でヒギンズ判事が国際法の法的性質に関して国家か個人かという不毛の論争を避けて国際法の法的性質を論じている。Rosalyn Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use It*, chapter 1, *The Nature and Function of International Law*, Clarendon Press, Oxford, 1994.

⁽²⁷⁾ 国際法は国家の意思である、というの「国家意思論」である。Symposium on Method in International Law: *Appraising the Methods in International Law*, Edited by Steven R. Ratner and Anne-Marie Slaughter, *AJIL*, vol.93, (1999), pp.345-349.

⁽²⁸⁾ 同注2小寺彰前掲意見書。

⁽²⁹⁾ 国際慣習法は個人の権利を認めている、という最新の慣習法論文は、Michael Byers, “Custom, Power, and the Power of Rules: Customary International Law from Interdisciplinary Perspective”, *Michigan Journal of IL*, vol.17, 109-180.がある。

の個人請求権の有無という不毛の論争およびそれに生じた戦後補償裁判の法律争点は裁判の現場で克服されている。以下の事件において裁判所は個人請求権の有無という国際法の理論的な検討を避けて事件ごとに具体的な請求権、すなわちどんな請求権の確定に努めている。

○東京地方裁判所オランダ元捕虜虐待事件1999年（オランダ籍国民八名 v. 日本国）⁽³⁰⁾

事実：1943-1945年旧日本軍の捕虜および民間抑留者であった原告はインドネシアの旧日本軍の捕虜収容所で非人道的な虐待を受けた被害。

判決：原告一部勝訴。

意義：旧日本軍の捕虜虐待の事実認定、初めて「旧日本軍のヘーグ条約規則違反」を認定。

○山口関釜地方裁判所従軍慰安婦戦争被害謝罪賠償賠償請求事件1998年（韓国籍国民一二人 v. 日本国）

事実：前掲

判決：従軍慰安婦に対する日本国の「基本的人権の侵害が重大で」、救済の責任と賠償立法を怠る「立法不作為による国家賠償」の責任を認定。

意義：戦時中日本国の加害責任—とりわけ従来日本政府が否認していた従軍慰安婦の責任を確定、戦時中の国家行為に対する外国籍個人の損害賠償請求権を認めた。

○東京地方裁判所劉連仁強制連行強制労働事件2001年（中国国籍国民一名 v. 日本国）

事実：前掲

判決：原告に対する日本政府の強制連行・強制労働および13年間悲惨な逃亡生活を強いる加害責任を認めた。

○新潟地方裁判所中国人強制連行・強制労働事件2004年3月（中国籍国民一一人・遺族一名 v. リンコーポレーション運送会社・日本国）

事実：前掲

判決：個人請求権を認めた。

これらの判決は、戦時中の国家行為に対しては外国籍個人の損害賠償責任がない、という実定法の根拠がない被告側の主張を否認している。そして、事件ごとに、具体的な請求事由に応じて原告の請求権を認めている。この点においては「国家無答責」の司法判断と同様な意義を持っている。

学者の意見書の意義—戦後補償裁判の審理過程において戦時中の国家行為に対する個人請求権が国際法上の権利であるか、という争点に関して、原告側が国際法学者に専門的意見（以下、原告側意見書）を求めた。そして、被告側（日本政府）も国際法学者の意見（以下、被告側意見書）を提出した。国際法が戦後補償裁判のような法使用の現場で使用されるのは国際法にとって有意義なことであり、国際法学者の専門的意見が裁判の現場で必要とされるのも国際法にとって有意義なことである。

ヘーグ陸戦条約三条は個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権を与えた、と原告側の意見書（カルスホーベン教授意見書とエリック・ダビッド教授意見書）に強調されているが、同権利の有無および個人の国際法の主体性の有無という裁判所の要請に回答した被告側意見書（小寺彰教授意見書）は反対意見を示している。個人請求権に対する学者の肯定的な意見と否定的な意見は同問題の認識には参考的な意義があるが、戦後補償裁判の現場では同問題はやはりこれらの議論と認識のレベルを超えて「条理」を以て対処している。いままで勝訴の事件はすべて同問題を「実定法上の根拠がない」という司法判断を以て克服している。「正義」の条理で個人請求権を認め（釜関従軍慰安婦事件、劉

⁽³⁰⁾ 判例タイムズNo.991。

連仁事件、浮島丸事件)、具体的な権利(不二越不払い賃金請求事件)を認めたことによって、実質的に個人請求権を認めている。

2、国家間終戦平和条約により戦時中の損害賠償に対する外国籍個人の請求権が消滅した、という問題には法律論の問題もあり、現行法の解釈および機能の認識の問題もある。これらの問題が戦後補償裁判で個人請求権の実現を妨げている。

法律論という問題は終戦平和条約では国家間の損害賠償請求を放棄したと合意しその合意には拘束力があるが、個人請求権を提出すると条約の合意と拘束力、法規範の絶対性と統一性を損なう、という問題である。この問題に対して、福岡地方裁判所強制連行・強制労働事件の判決は1999年中国外相が「放棄したのは国家間賠償で、個人は含まれない」という言明を日中平和友好条約の解釈として適用した。すなわち、条約の解釈を法的判断の基準とする⁽³¹⁾。この種の補足的な条約解釈は条約機能の再確認になる。条約が健全に機能するためには、補足的な解釈が必要である。とりわけ国家間終戦平和条約の場合では、締結当時には個人の戦争被害賠償は条約には反映されていない、条約で解決が済んだのは国家間の損害賠償請求権の問題である。そのため、この条約を戦後補償裁判の個人請求権に適用したら、条約自体に欠陥があり、補足的な解釈が必要である。

「法的に疑義が残されており、条約が結ばれても原告らの請求権が直ちに放棄されたとは認められない」と福岡地方裁判所強制連行・強制労働事件の判決は個人請求権の否定に対する判例的な結論であろう。同事件の個人請求権の認定、原告勝訴の結果からいえば、社会の法需要がこの「法的疑義」の回答だと言えよう。

この問題の最新の司法判断は二〇〇四年新潟地裁強制連行・強制労働事件の判決である。同判決はさらに明確にこの問題の判断基準を呈示している。「日中共同声明が個人の被害賠償まで放棄したとは直ちに解しがたいことなどを考えると、日本政府の認識にかかわらず、中国国民個人が被った損害についての国に対する損害賠償請求権までが日中声明によって放棄されたとは解しがたい。」

四 国際法の旧くて新しい問題

戦後補償裁判のような多様な事件で広範囲な国際法の適用と豊富な国際法の問題提起の実例は国際法にとって経験数の少ないが、有意義な実践例である。それだけに集中的に国際法の旧くて新しい問題を数多く提起している。上述のケース・スタディに触れた国際法の問題以外に主には以下の問題が提起されている：

(一) 企業の戦争責任

戦後補償訴訟の中で強制連行・強制労働の諸事件は国家の戦争責任とともに企業の戦争責任をも問いただしている。ニュルンベルク裁判と東京裁判は国家の戦争責任の追究を目的としたと言え、日本各地の裁判所で行われている強制連行・強制労働の戦後補償裁判は企業の戦争責任の明確と追究を目的とする。

従来、戦争責任というと、国際法は国家責任および個人—国家の代表者の責任にしている⁽³²⁾。すなわち、戦争責任のカテゴリーには国家と国家の代表者以外の第三者は入っていない。しかし、現在

⁽³¹⁾ 裁判所は戦後補償訴訟事件の判断に当たって現行法の条項にこだわる必要がない、事件終審のためのあるべき積極的な解釈を取れば、と学者意見を表明したのは申恵申である。前掲論文注2。

⁽³²⁾ Oppenheim, *International Law*, pp.533-539.

の戦後補償裁判において、従来の国際法に規定のない、東京裁判に触れられなかった、戦後補償裁判の原告—戦争被害者個人および日本の弁護士により発見され提起された企業の戦争責任というのは国際法の新しい問題であり、しかも裁判において問いただされている。

本来、企業と戦争責任は因果的關係がなく、カテゴリーも違う。しかし、戦後補償裁判に提起された企業の戦争責任というのは国際法の問題を提起しただけでなく、従来隠されていた事実—過去の戦争には企業が戦争責任者だった国家・政府とともに戦争犯罪をした事実—をも発見した。「企業の戦争責任」はこの因果的關係を明確にし追究する。

通常、戦争責任というと、狭義的には戦時国際法上の戦争犯罪に対する責任であり、法と裁判に裁かれる。広義的には戦争と占領地の軍事的支配によって生じた被害に対する責任である。この責任には政治責任と道義的責任が伴い、従来法と裁判になじまないと言われているが、現在ルワンダ、旧ユーゴの事例では国際刑事司法裁判所により実質的な戦争犯罪とともに道義上の責任も追究されている。狭義的な戦争責任でも、広義的な戦争責任でも、企業がそれらに参与する場合には責任適格者となる。この場合では企業は国家・政府と共同責任を負いまたは共犯者となる。

企業の戦争責任が国際法における位置づけは従来の戦争責任適格者の国家・政府以外の第三者に当たる、いわゆる法人の責任、民間責任である⁽³³⁾。ニュルンベルク裁判がクルック社の戦争責任を認めた際に、企業の戦争責任の概念および内容を決めた。すなわち、侵略し征服した相手国の労働者および捕虜を企業が国家・政府の助力で強制連行・強制労働させ不当な利益を得たり、この不当な利益で国家・政府の戦争行為をサポートしたりするのは企業の不法責任に帰する。この不法責任には戦争犯罪の責任とともに具体的に人権侵害の刑事責任と民事責任も含まれる。日本の戦後補償福岡強制連行・強制労働裁判で初めて日本の企業の戦争責任を認めた根拠は、企業と日本国・政府との連帯責任である。「国と産業界が協議し、国策として実行されたもので、労働実態は劣悪で過酷だった」、「強制労働によって企業は極めて多額の利益を得た」ため、「除斥期間の規定を適用して企業の責任を免れさせるのは著しく正義に反する」。さらに、二〇〇四年新潟地裁強制連行・強制労働事件の判決は戦後企業の強制労働の事実を隠蔽し被害者の提訴を妨害した行為を企業の道義上の責任として追究している。

(二) 人道に対する罪と時効

強制連行・強制労働の行為および従軍慰安婦の強制行為は人道に対する罪である⁽³⁴⁾。戦後補償裁判では被告はこれらの犯罪行為の抗弁には時効を援用している。この問題は国際法の問題として検討すれば、いわゆる人道に対する罪には時効があるか、の問題である。さらに人道に対する罪を追究する国際法の強行規範は普遍的な規範として時効を克服することができるか、国際法の強行規範を国内裁判でどのように援用すべきか、である。

人道に対する罪を法律を以て追究するのは強行規範である。法規範の目的論的解釈として強行規範には遡及効がないと認識されている。すなわち強行規範は普遍的な拘束力を有する。この効力の保障措置として人道に対する罪には時効があり得ないということである。問題はこの強行規範を国内裁判で援用する場合に裁判所が人道に対する罪に時効がないと、この強行規範を理解し適用するかどうかである。戦後補償裁判では裁判所は強行規範を動員しなかったが、代用措置として、事件別に条理で

(33) 第二次世界大戦中に日本軍の捕虜であった元米軍兵士が日本の関連企業を相手に強制労働され損害を受けたことでロサンゼルス州裁に提訴した(1999年)。同州裁は日本の関連企業の加害責任を「民間責任」と認定している。

(34) 同注23。

時効を克服している。戦後補償裁判の今後の展開につれて、この強行規範の積極的な適用を以て時効を克服することが望まれる。

(三) 外交保護権と個人請求権

国際法には個人の請求権が確立していない、そのため原告請求を棄却したのは戦後補償裁判では強制連行・強制労働という企業を被告とした訴訟以外の殆どの事件であった。この棄却の正当性の立証として、国際法には元来個人の請求権がないため、国家を相手に個人の権利を主張する場合には国家を通して国家の外交保護権を動員して実現するしかない、という説がある⁽³⁵⁾。この説は国家を対象とした近代国際法の時代では通常であった。しかし、国際法の法発展につれて、とりわけ人権法が普遍的な法規範となっている今日においては人権が単独で国際法の権利となり、必ずしも国家の外交保護権を介して実現することはない。實際上、戦後補償裁判では国際法上個人の請求権の有無は争点とはなっているが、勝訴した強制連行・強制労働事件の判決と釜関地方裁判所従軍慰安婦勝訴事件の判決は人権侵害を認定した事実として、また被告有罪判決の事由として国家に対する個人の請求権を認めている。戦後補償訴訟のすべての事件に個人の請求権は外交保護権を通す、という説は「国家無答責」以上に専門知識をもてあそばし、重要な実際問題から離れている印象が与えられる。

日本の戦後補償裁判で国家に対する個人の請求権を訴訟事由として司法判断を下したのはこの裁判の突破点であるが、EUでは欧州人権条約によりすでに個人が自国および他国を相手にして権利を主張するようになってきている。戦後補償裁判およびEUの実践は個人の請求権と国家の外交保護権の絶対的な因果的関連がない、すなわち個人の請求権は国家の外交保護権を介して実現を求める必要がない、ということを立てている。

五 戦後補償裁判の意義

戦後補償裁判は上述した裁判自身の法律争点・法律上に意義がある以外に、現行法および法制度に影響をもたらす点にも意義がある。戦後補償裁判が現行法および法制度にもたらす影響というのは具体的には裁判を引き起こす社会運動が現行法に対して法需要を提起した、戦後補償訴訟が政策志向型訴訟として政策を志向し立法を促進する、二点である。

(一) 社会運動・戦後補償訴訟・法形成

上述した通りに戦後補償訴訟は「法と社会運動」の一つの典型となっている。「自発的責任」から発展した戦後責任は戦後補償訴訟の発動および支援運動となり、最終的に裁判所を動かし戦後補償裁判、いわゆる司法機関を動員した。そして、従軍慰安婦裁判で争点となっている、また当裁判の判決が示されているように、国家補償法の必要性という社会の法需要を呈示し、今後の立法を要請している。(強制連行・強制労働の諸事件では企業の不法行為を追究して損害賠償責任が問えた、従軍慰安婦事件および旧日本軍の違法行為事件は直接に国家補償法を要求している。)戦後補償訴訟のこのプロセスには戦争被害者および支援者の司法による救済という法意識が活動して、この法意識は戦後補償訴訟、すなわち司法機関を動員した法使用を促し、今後の関連立法をも促すという有機的な関連が見られる。

⁽³⁵⁾ 小寺彰前掲意見書同注2、中川淳司前掲論文同注2。

そのため、「社会における法」の視点から見れば、戦後補償訴訟は積極的な法使用と社会の直接的な法需要を以て法形成を促進する意義がある、と言える。この意味で、この種の法形成は法律の伝統的な裁判官の法発見および国家立法とは違う。法形成過程のイニシアティブを取った社会の法需要の参与は現代社会ならの法形成になろう。現行法と法制度はこの法需要にどのように答えるかは今後の課題である。

(二) 戦後補償裁判—政策志向型裁判

戦後補償裁判は裁判自身の機能または影響からいえば、政策志向型裁判⁽³⁶⁾に属する。同裁判は原告の国際色および戦後直後に未解決のままでは放置されている問題の処理という特徴では、法律の問題を超えて政治、外交、歴史に跨る行動であり、社会的関心度が高い。それだけに、同裁判は判決一つだけで過去、現在および将来を左右する即時的な政策効果がある。

政策志向型と言われる戦後補償裁判はまず裁判過程で関連立法がない場合での司法判断を以て事件解決のための政策効果がある。そして、裁判全体が戦後補償という日本社会全体の問題解決のための政策効果がある。すなわち：

具体的事件の解決レベルにおける政策効果というのは、裁判所の判決が国家の救済立法がない現状では具体的な事件を解決するだけでなく、判決が判例となる意義で戦後補償裁判全体の解決指針となる、ということである。福岡地方裁判所の強制連行・強制労働事件の判決を始めとして幾つかの強制連行・強制労働事件判決および山口地方裁判所従軍慰安婦事件の判決の「時効」克服、国家の戦争加害責任と企業の戦争加害責任の明確、外国籍個人の戦争被害損害賠償請求権の実質的な承認、などの司法判断は国家の救済立法の代用政策として実効性があるだけでなく、日本国の戦争被害者の救済—少なくとも司法の救済—という政策を指向している。

そして、戦後補償裁判は戦後補償を日本社会全体の戦後問題の解決策にしている。戦後補償は国家および関連企業の戦争加害行為の謝罪と補償を求めるが、この追究は国家と関連企業、いわゆる裁判の被告人に限っていない。戦後補償裁判を動員して裁判過程における原告、被告による法律争点—「解決済み」とされていた未解決問題—の解決を通して裁判という方式が日本社会全体の戦後問題を解決する方策となる、と示唆している。

最後に、戦後補償裁判の性格からいえば、もし、同裁判を政策志向型裁判というのならば、それは現代社会の不法責任に対処する裁判であるため⁽³⁷⁾、戦後補償裁判の法的性質を言っている。戦争加害責任および戦後補償責任時代はその発生時点から言えば、現代社会の不法責任ではない。しかし、それを解決しないままでは放置するのが現在の故意の不作为である。戦後補償裁判は過去の加害行為と現在の故意の不作为を問いただし、さらに同問題解決のための政策・制度を要請している。原告多数、多国籍、集团的利益の実現要求はこの裁判に託して、個人に対する戦後補償の「望ましい政策」・制度を要求している。

さらに、裁判所側といえば、前期の裁判活動においては、戦後補償訴訟を従来の紛争解決のパターンで処理したが、法適用で壁にぶつかり、司法判断を下せなかった。後期においては、当裁判の諸法律争点をのり越えて、司法の救済に踏み込んだ裁判活動は、戦後補償の法政策を志向する、いわゆる政策志向型裁判になっている。

⁽³⁶⁾ 「政策志向型裁判」は平井宜雄『現代不法行為理論の一展望』一粒社一九八〇年、同「現代法律学の課題」同編『法律学』日本評論社一九七九年。

⁽³⁷⁾ 「現代社会の不法行為」に関して、棚瀬孝雄編『現代社会と不法行為法』有斐閣一九九四年を参照。

おわりに

戦後補償裁判は現在も進行中であり、法律争点および従来の観念および概念では不可能だと思われた難関—例えば時効、個人請求権、国家無答責、国家間条約では「解決済み」—を克服している。この克服を通して過去の問題を清算し解決し、日本と戦後補償関連国の将来の関係にも積極的な意義がある。

裁判の法律上の意義は個々の法律争点を克服して現行法と法制度の点検および前進が可能になるといふところにある。そして、なにより有意義なことは、戦後補償裁判は「社会における法」の現代社会版である、ということである。社会運動が法使用と法動員とつながって最終的に法形成ないし法変革に参与する。この参与の効果は同裁判の進行につれてますます有意義なものが出て来るであろう。

(後記：この論文の校正の段階で、2004年5月福岡高等裁判所（以下、高裁）は2002年福岡地裁が時効と個人請求権を克服し、強制連行・労働の企業の責任を確定して下した原告勝訴の判決をくつがえし日本国と企業に賠償責任なしと判断した。初めての高裁の控訴審理であるが、高裁は時効を適用し、結果としていくつかの地裁の原告勝訴の判決をくつがえすことになっている。戦後補償裁判は一進一退のようであるが、だからこそ、今後の進行はより注目される。一進一退から有意義なものが出て来るだろう。)